

現状

平成28年4月14日に発生した平成28年熊本地震の影響により、熊本県を中心に、全国で事業活動の縮小等による雇用への影響が懸念されている。

雇用調整助成金について

雇用調整助成金は、経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、休業等により労働者の雇用の維持を図った場合に、それにかかった費用を助成する制度。

平成28年熊本地震に伴う特例（4月14日遡及適用）

熊本地震の影響を受けて、事業活動が急激に縮小する事業所が生じ、地域経済への影響が長期化することが見込まれることから、雇用調整助成金について、平成28年熊本地震に伴う経済上の理由により事業活動が縮小した事業主について、生産指標の確認期間(※)を3ヶ月から1ヶ月に短縮する特例を設けた(平成28年4月21日施行)。

なお、本助成金は休業等の実施前に事前に計画届を提出することとしているが、平成28年7月20日(施行後3か月)までに初回の計画届が提出された場合は、事前に計画届が提出されたものとする。

※生産指標の確認

生産量(額)、販売量(額)、売上高等の事業活動を示す指標について、最近3ヶ月間の月平均値が前年同期に比べ10%以上減少していることが、支給要件の一つとなっている。